

さいたま市シニアユニバーシティ 北浦和校8期校友会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校8期校友会（以下「本会」という）とし、この会則は本会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。なお、本会の事務所は本会会長宅に置く

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と友好を深めるための親睦と情報交換の“場”であり、会員の自主的な運営による文化・芸能、スポーツ活動及び社会貢献活動等に参加し、もって教養を高めるとともに健康の維持・増進を図ることを目的とする

(会員の資格及び入会、休会・退会)

第3条 本会の会員は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校8期（以下「本校」という）卒業生又は本校大学院卒業生とし、本会の目的・趣旨に賛同して年会費を納めたものとする

2. 本会に 退会・再入会するものは会長に申し出ること

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の各事業を行う

- (1) 会員相互の親睦と交流を図る事業及び社会貢献を図る事業
- (2) 会員の健康の維持・増進を図る事業及び教養を高める事業
- (3) ホームページなどによる情報提供に関する事業
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(クラブについて)

第5条 会員により設立されるクラブは自主的に運営することとする。

2. クラブの活動内容・部費等の具体的な取り決めは、基本的には各クラブの規約（会則）によるものとする

(会費)

第6条 本会の会費は年額 2,000 円/人とする。

なお、納めた会費は原則として返納しないものとする

2. 途中入会者は年会費 ¥ 2,000 を納めるものとする

3. 会費を変更する必要がある場合には、理事会において審議し、総会において承認を得るものとする

(理事、役員及び監事の役割と定数)

第7条 本会には理事、役員、監事を置き、その役割と定数は次に示すとおりである

理事	各ブロックから原則 1名	予算案・事業計画案の作成及びそれらの執行等
	役員	下記に示す役員は本会を代表する理事であり、本会を統率する
	会長 1名	本会の代表者であり、本会の会務を統括する
	副会長 2名	会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する
	書記 1名	総会、理事会など会議の議事録作成
	会計 1名	本会の経理全般を統括する
監事	2名	理事以外の会員から選出される監事は、本会の会計を監査する

(理事及び役員の選出方法と任期)

第8条 理事及び役員の選出方法は次に示すとおりである

- 2.-1 会員が所属する複数の班を一つにまとめ、これをブロックと称し、ブロック内の班は維持される
- 2.-2 各ブロックは、ブロック会員の互選によりブロック理事を選出し、ブロック代表理事として理事会に出席し、その任に当たるとともに会員と共にブロック活動に取り組むものとする
3. 会長・副会長・書記・会計の役員は、理事の互選により選出する。但し、会長・副会長は、理事会の承認を得て、広く理事以外の会員の中からも適切な人物を選出できるものとする。
4. 各ブロック、は新年度の理事を2月第1週（新旧理事会）の火曜日までには選出し、新・旧理事による事務引き継ぎを終えるものとする
5. 役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。理事に欠員が生じた場合は、該当するブロックから補選し、その任期は前任者の残任期間とする

(監事の選出方法と任期)

第9条 監事は理事以外の会員から会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする

2. 任期は1年とするが、再任は妨げない。監事に欠員が生じた場合は会長が補選し、その任期は前任者の残任期間とする

(会議の取り決め事項)

第10条 本会の主な会議は、総会及び理事会とし、その会議は会長が招集する

2. 理事会の議長は会長が務め、総会の議長はその総会の出席者の中より選出するものとする
3. 会議の定足数は、委任状（様式5）出席を含め、その会議を構成する会員の過半数とする。なお、会議に欠席し、かつ委任状の提出のない会員は議長に全てを一任したものとみなす
4. 議事は、委任状出席を含め出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(総会の役割)

第11条 総会は、会員をもって構成し、本会の基本方針や重要事項について審議する本会の最高意思決定機関である。

本会の総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、会計年度開始以降2か月以内に行うものとし、原則として3月の第4火曜日に開催する

2. 定期総会は、下記の議案について審議する
 - (1) 事業報告・決算報告の承認及び事業計画案・予算案の承認
 - (2) 年会費の変更及び会則変更の承認並びに役員、監事の承認
3. 理事会又は3分の1以上の会員から書面による総会の開催要求があったときは、会長は速やかに臨時総会を招集する
 - (1) 事業報告・決算報告の承認及び事業計画案・予算案の承認
 - (2) 年会費の変更及び会則変更の承認並びに役員、監事の承認
3. 理事会又は3分の1以上の会員から書面による総会の開催要求があったときは、会長は速やかに臨時総会を招集する

(理事会の役割)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、下記に示す事項について具体的な実施計画案を作成し、それを執行する事業執行機関である

- (1) 総会での決議事項及び総会の議決を要しない事項
- (2) 総会に付議すべき事項
2. 理事会は事業執行に関する助言と執行の補佐を行う。事業は理事会とブロックごとに執行する。
3. 理事会で作成した事業実施計画案は、会員で構成する全体集会において報告し、会員の合意を得て各事業を執行する。校友会活動は第2火曜日に原則として行うものとする。また、定例理事会の開催日は下表に示すとおりとするが、必要に応じて会長は理事会を招集できるものとする

2月	第1週の火曜日	新旧理事会 役員の選出及び役割分担、新旧理事の引き継ぎ式 決算報告・事業報告、事業計画案・予算案の検討
3月	第2週の火曜日	会計監査終了後、新旧理事会を会計監査と同じ場所で開催します。 決算報告案・事業報告案、事業計画案・予算案等の作成

4. 理事会の意見調整会議として、会長、副会長及び書記、会計で構成する役員会を会長の要請により適宜開催することができる

(会計の取り決め事項)

第13条 本会の経費は、本会の会費及びその他の収入をもって充てる

2. 年会費 2,000 円/人のうち、200 円/人はさいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会（以下「シニア連合会」という）に納める
3. 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる
4. 会計の役割
 - (1) 会計を主管とする金銭出納簿の作成と管理及び会費の徴収
 - (2) 会計を主管とする決算報告及び予算案の作成

(上部組織への参加)

第14条 本会は、シニア連合会及びさいたま市シニアユニバーシティ北浦和校校友会協議会（以下「北浦和校協議会」という）に参加し、他校校友会との連携を図るものとする。
北浦和校協議会理事は、会長が理事又は会員の中から選任する

(会則の変更)

第15条 この会則を変更するときは、会員の過半数の同意を必要とする

(補則)

第17条 この会則に定めがない事項については理事会において審議し、会長の決するところによる

(附則)

この会則は平成30年3月1日をもって施行する
この会則は2020年4月28日をもって施行する

.....

年 月 日

委 任 状

さいたま市シニアユニバーシティ
北浦和校第8期校友会 会長 本間 進 殿

年 月 日開催のさいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第8期校友会の総会を欠席いたします。

つきましては、総会議決権を 代理人 氏名 に委任いたします

※ 代理人名の記入がない場合は当日の議長に一任とさせていただきます